

史上前例のない生活保護制度改悪を直ちに止め、

生活保護の「捕捉率」100%の実現と

その手前のセーフティネットの充実を求める決議

生活保護に対し、かつてない厳しい攻撃が続いている。

本年5月には、制度史上前例を見ない生活保護基準の大幅（平均6.5%、最大10%）引き下げが決められ、同8月には、その最初の引き下げが始まった。

また、申請書面や添付書類の提出を原則的に義務付け、親族の扶養義務を強化することで生活保護がより一層利用しにくくなる内容を含む生活保護法「改正」案が、現在開会中の臨時国会において再度審議される予定である。

さらに、本年10月4日には、しばらく休止していた社会保障審議会生活保護基準部会における審議が再開されたが、厚生労働省は、住宅扶助や加算の見直し、特に技能習得費（運転免許証の取得費用等を一時扶助として支給するもの）の見直しを狙っている。

どこまで「弱い者イジメ」をすれば気が済むのか、という容赦ない攻撃の連続だが、私たちもやられっぱなしではない。「前例のない攻撃には前例のない反撃を」と取り組んだ「1万人審査請求運動」は、合計1万191件もの審査請求がすべての都道府県に提起されて見事に目標を達成した。過去最多の年間審査請求件数1086件の約10倍もの審査請求が、わずか2カ月余りの短期間で提起されたのだ。これは、やられっぱなしだった生活保護利用当事者が数万人単位で、まさしく「権利の主体」として立ち上がったということであり、生活保護制度史上エポックメイクとなる出来事である。

国は、この当事者の声の重みを受け止めて、生活保護制度の改悪を直ちにやめるべきである。

生活保護制度や利用者を目の敵にして制度を切り縮めても誰も得をしない。むしろ、ナショナル・ミニマムである生活保護制度の崩壊は、すべての人の生活の「底下げ」をもたらす。

問題は、生活保護制度の利用資格のある人のうち2～3割しか利用できていないという捕捉率の低さと、生活保護の手前のセーフティネットの脆弱さにこそある。

本来、国には、我が国で暮らすすべての人の健康で文化的な生活を保障する義務がある。国がなすべきことは、餓死・孤立死などの悲劇が一例として起きることのないよう、まずは生活保護の捕捉率100%を実現するとともに、雇用・失業保険・年金・保育・住宅等の生活保護の手前のセーフティネットの充実を図ることである。

私たちは、その実現のために声を上げ続ける決意である。

第33回クレジット・サラ金・ヤミ金被害者交流集会 in 仙台 参加者一同